



政府統計

平成 29 年 11 月 29 日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 井嶋 俊幸

室長補佐 井上 明子

賃金第二係(内線 7653・7654)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-3147

## 平成 29 年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況

### 目 次

調査の概要	1 頁
利用上の注意	2 頁
主な用語の定義	3 頁
結果の概要	
1 賃金の改定の実施状況	5 頁
2 賃金の改定額及び改定率	6 頁
3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況	7 頁
4 賃金カットの実施状況	9 頁
5 賃金の改定事情	10 頁
6 労働組合からの賃上げ要求状況	11 頁
7 労働組合からの賞与の要求状況	13 頁
統計表	15 頁

平成29年賃金引上げ等の実態に関する調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。  
アドレス(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/12-23.html>)

## 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

### 2 調査の範囲

#### (1) 地域

日本全国

#### (2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業。

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）

※ 生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※ サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

#### (3) 調査対象

主たる事業が上記（2）に掲げる産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者<sup>注1</sup> 30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業を調査対象、そのうちから産業別及び企業規模別に抽出した約3,500社を調査客体とした。

注： この調査では、抽出時や、各集計表の企業規模区分については、企業に使用され給与を支払われる労働者のうち、下記①～③のいずれかに該当する労働者の数を使用している。

①期間を定めずに雇用されている者

②1か月を超える期間を定めて雇用されている者

③日々雇用されている者又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者であって、前2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者

なお、本調査の各調査事項の対象労働者は、雇用期間を定めず雇用されている者としており、本概況の次頁以降ではこれを常用労働者としている。

### 3 調査事項

#### (1) 企業の属性

#### (2) 賃金の改定に関する事項

#### (3) 賃金の改定事情に関する事項

#### (4) 賞与支給に関する事項

#### (5) 労働組合との交渉経過

### 4 調査の実施時期及び方法

平成29年8月に郵送調査により実施した。

### 5 調査機関

厚生労働省－調査客体企業

### 6 有効回答率

調査客体企業数は3,532社、有効回答企業数は1,812社で、有効回答率は51.3%であった。

なお、本概況は、調査客体企業のうち、常用労働者100人以上の企業（調査客体企業数は3,200社、有効回答企業数は1,606社、有効回答率は50.2%）について集計したものである。

## 利用上の注意

- 1 調査の実施時期  
平成21年以降は毎年8月に調査を実施している。平成20年以前は毎年9月に調査を実施していたので、比較の際は留意されたい。
- 2 平均値について  
1人平均賃金の改定額、改定率等の平均値については常用労働者数による加重平均である。
- 3 統計表に用いている符号  
「0.0」 …… 表章単位未満のもの  
「-」 …… 当該集計値がないもの  
「…」 …… 当該数値が不明若しくは表章することが不適当なもの
- 4 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。このため、項目の和が計の数値と一致しない場合がある。

## 主な用語の定義

### 「常用労働者」

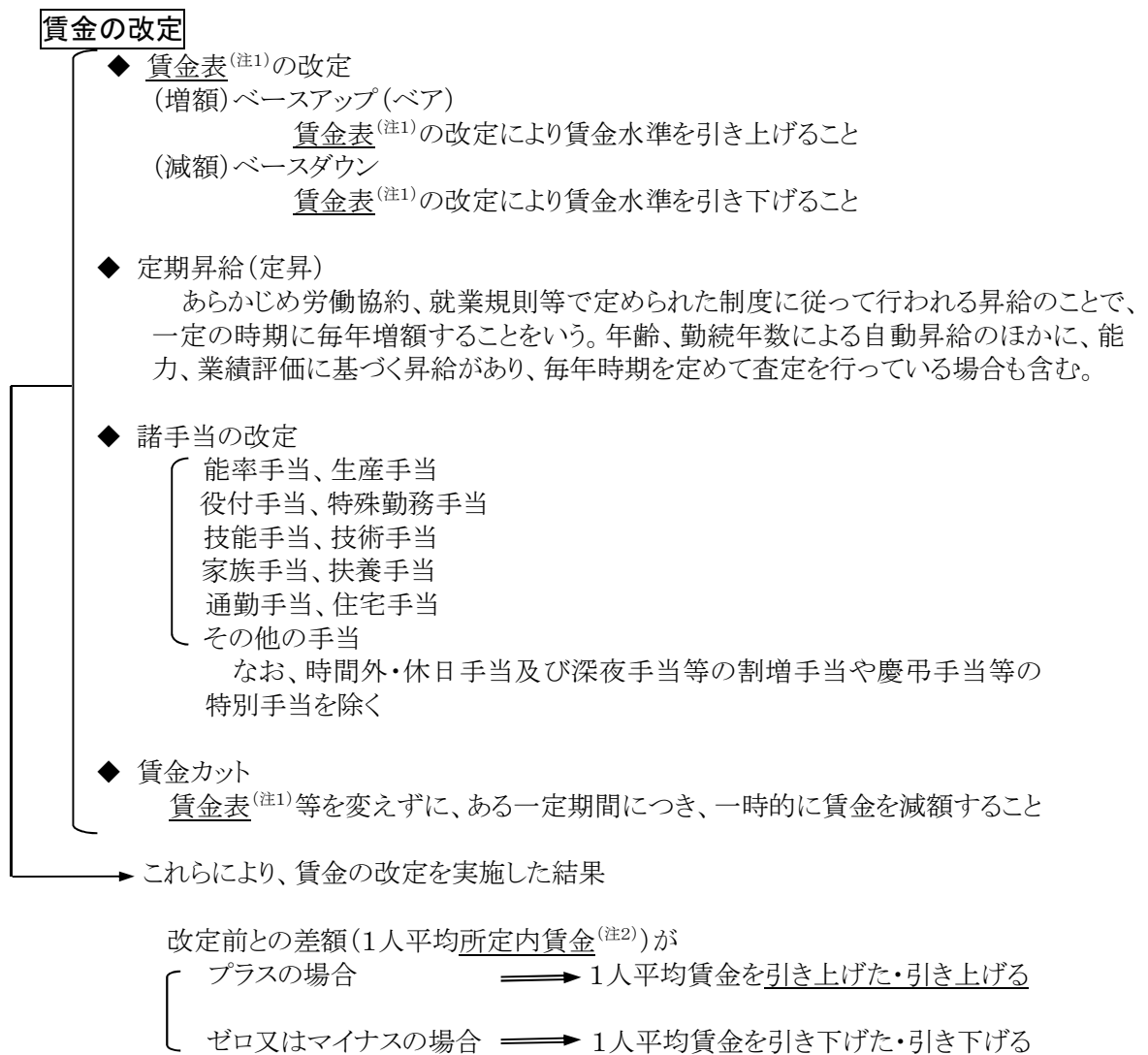
雇用期間を定めず雇用されている労働者をいう。日雇労働者や季節労働者など雇用期間に定めのある労働者のほか、雇用期間に定めがあつて契約期間を更新している労働者は除く。

また、以下の労働者も除く。ただし、イ) 又はウ) の者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている工場長などのような場合は常用労働者に含める。

ア) 事業主、社長   イ) 理事、取締役などの役員   ウ) 家族従業員

### 「賃金の改定」

すべて若しくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給（定昇）、ベースアップ（ベア）、諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含む。（下図参照）



(注1)賃金表： 学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたもの。

(注2)所定内賃金： 所定労働時間に対して支払われるものであり、時間外・休日手当及び深夜手当等の割増手当や慶弔手当等の特別手当を含まない。

### 「定期昇給（定昇）」

あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいう。年齢、勤続年数による自動昇給のほかに、能力、業績評価に基づく昇給があり、毎年時期を定めて査定を行っている場合も含む。

### 「ベースアップ（ベア）」「ベースダウン」

賃金表の改定により賃金水準を引き上げる、又は引き下げることを行う。

### 「賃金カット」

賃金表等を変えずに、ある一定の期間につき、一時的に賃金（基本給、諸手当）を減額することをいう。なお、役員報酬のカットを含まない。

### 「個別賃金方式」

学歴、年齢、勤続年数、職種、熟練度等の種々の条件について、特定の属性を設定した労働者、例えば「高校卒、35歳、勤続17年」について、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式をいう。

### 「平均賃上げ方式」

労働者1人平均（基準）賃金について、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式をいう。

### 「業績連動式」

一定のシステムや算定式に基づき、部門・企業全体などの組織の業績や個人の業績に応じて賞与支給額を決定する方式をいう。

### 「賃金体系維持」

ベースアップの要求を見送り、定期昇給分（定期昇給制度がない企業では、定期昇給相当分）を確保することをいう。「賃金カーブの維持」ともいう。

定期昇給確保を要求し、具体的な要求額を示さなかった場合のみ該当する。

### 「1人平均賃金の改定額及び改定率」

1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額及び改定率をいう。諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない。

### 「年間臨給状況」

夏（3月から8月、以下同じ）、冬（9月から翌年2月、以下同じ）の賞与（ボーナス）を交渉し、決定する以下の四方式をいう。

各期型……………その年の夏の賞与交渉においては夏の賞与、冬の賞与交渉においては冬の賞与をそれぞれ決定する方式

夏冬型……………夏の賞与交渉の際に、その年の冬の賞与を併せて決定する方式

冬夏型……………冬の賞与交渉の際に、翌年の夏の賞与を併せて決定する方式

その他……………上記以外の方式

### 「1人平均賞与支給額」

全常用労働者の賞与支給額の総和を常用労働者数で除したものをいう。ただし、年俸制の常用労働者は除く。

### 「1人平均賞与支給月数」

1人平均賞与支給額を1人平均所定内賃金で除したものをいう。

## 結果の概要

### 1 賃金の改定の実施状況

全企業について、平成29年中における賃金の改定の実施状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」は87.8%（前年86.7%）、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は0.2%（同0.8%）、「賃金の改定を実施しない」は6.3%（同7.1%）となっている。「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」は前年より上昇し、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」及び「賃金の改定を実施しない」は前年より低下している。（第1表、付表1）

第1表 企業規模・産業、賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合

年、企業規模・産業	全企業	賃金の改定を実施し又は予定している							賃金の改定を実施しない <sup>5)</sup>	未定 <sup>6)</sup>
		小計 <sup>1)</sup>	改定の実施時期 <sup>2)</sup>				改定時期不明 <sup>4)</sup>			
			1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	1～8月のみ <sup>3)</sup>	9～12月のみ <sup>3)</sup>		1～8月及び9～12月 <sup>3)</sup>		
平成29年										
計	100.0	88.0 (85.5)	87.8	0.2	82.6	3.5	2.0	-	6.3	5.7
5,000人以上	100.0	95.2 (90.9)	94.7	0.5	88.0	6.2	1.0	-	3.2	1.7
1,000～4,999人	100.0	92.9 (91.4)	92.2	0.7	89.2	1.6	2.2	-	3.1	3.9
300～999人	100.0	94.3 (91.7)	93.6	0.7	90.2	3.2	0.8	-	4.1	1.7
100～299人	100.0	85.6 (83.0)	85.6	0.0	79.6	3.7	2.3	-	7.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	82.4 (82.4)	82.4	-	82.4	-	-	-	17.6	-
建設業	100.0	97.1 (94.2)	97.1	-	94.2	2.9	-	-	-	2.9
製造業	100.0	95.7 (94.3)	95.7	-	92.9	1.3	1.4	-	2.5	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.6 (95.3)	90.8	6.8	95.3	2.4	-	-	2.4	-
情報通信業	100.0	91.7 (91.4)	91.5	0.1	88.8	0.3	2.6	-	4.5	3.9
運輸業、郵便業	100.0	75.5 (75.5)	75.5	-	68.3	3.6	3.6	-	15.9	8.7
卸売業、小売業	100.0	90.5 (83.9)	89.8	0.7	80.8	8.6	1.1	-	2.5	7.0
金融業、保険業	100.0	95.2 (94.7)	95.2	-	85.3	0.5	9.4	-	2.9	1.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	89.6 (84.5)	88.8	0.8	84.2	5.2	0.3	-	5.2	5.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	86.6 (85.8)	86.4	0.2	85.8	0.8	-	-	10.1	3.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	77.3 (75.0)	77.2	0.1	73.0	3.1	1.2	-	9.9	12.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	83.3 (79.6)	83.3	-	70.5	4.2	8.5	-	12.6	4.1
教育、学習支援業	100.0	84.7 (81.5)	84.3	0.4	77.0	4.9	2.9	-	5.7	9.6
医療、福祉	100.0	94.3 (91.6)	94.3	-	87.6	3.4	3.3	-	4.0	1.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	68.3 (68.2)	68.3	-	64.8	0.9	2.6	-	18.7	13.0
平成28年										
計	100.0	87.5 (85.6)	86.7	0.8	81.9	2.5	3.0	0.0	7.1	5.4
5,000人以上	100.0	98.0 (95.8)	96.8	1.2	89.3	3.2	5.5	-	2.0	-
1,000～4,999人	100.0	93.9 (90.6)	93.0	0.9	86.7	3.7	3.6	-	3.8	2.3
300～999人	100.0	92.7 (91.2)	92.0	0.7	84.2	2.2	6.2	0.1	4.0	3.3
100～299人	100.0	85.2 (83.4)	84.4	0.8	80.7	2.5	2.0	-	8.3	6.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	82.5 (82.5)	82.5	-	82.5	-	-	-	17.5	-
建設業	100.0	90.7 (80.9)	90.7	-	80.9	9.8	-	-	3.1	6.2
製造業	100.0	96.2 (95.4)	96.2	0.0	91.6	1.5	3.2	-	2.2	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0 (82.5)	100.0	-	82.5	17.5	-	-	-	-
情報通信業	100.0	92.9 (91.7)	92.6	0.3	90.5	1.2	1.2	-	2.3	4.8
運輸業、郵便業	100.0	81.2 (81.2)	81.2	-	77.8	-	3.3	-	6.7	12.2
卸売業、小売業	100.0	87.8 (85.6)	86.5	1.3	82.0	2.2	3.6	-	7.8	4.4
金融業、保険業	100.0	90.2 (87.6)	82.5	7.7	82.9	4.3	3.0	-	3.8	6.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	95.8 (95.8)	94.6	1.2	91.6	2.3	1.9	-	2.3	1.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	87.2 (86.9)	86.0	1.2	86.6	0.3	0.3	-	9.9	2.9
宿泊業、飲食サービス業	100.0	74.9 (73.0)	73.4	1.5	67.1	4.9	3.0	-	12.1	12.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	90.5 (90.5)	86.4	4.1	77.8	4.2	8.5	-	4.7	4.9
教育、学習支援業	100.0	83.6 (78.8)	81.5	2.1	74.6	4.9	4.2	-	10.8	5.5
医療、福祉	100.0	87.8 (83.4)	87.8	-	76.2	5.7	5.3	0.6	7.2	5.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	69.5 (67.2)	68.5	1.0	65.7	2.3	1.5	-	22.1	8.4

注：1) 「小計」の( )内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業の割合である。

2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

3) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。

4) 「改定時期不明」とは、賃金の改定を実施し又は予定している、実施時期が示されていない企業をいう。

5) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。

6) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。

## 2 賃金の改定額及び改定率

平成29年中に賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について、賃金の改定状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金の改定額」は5,627円（前年5,176円）、「1人平均賃金の改定率」は2.0%（同1.9%）となっている。

同改定状況について企業規模別にみると、「1人平均賃金の改定額」は、5,000人以上の企業で6,896円（同5,683円）、1,000～4,999人で5,186円（同5,434円）、300～999人で5,916円（同5,319円）、100～299人で4,847円（同4,482円）となっている。「1人平均賃金の改定率」は、5,000人以上の企業で2.1%（同1.9%）、1,000～4,999人で1.8%（同1.8%）、300～999人で2.1%（同2.0%）、100～299人で1.9%（同1.8%）となっている。（第2表、付表2）

第2表 企業規模・産業別1人平均賃金の改定額及び改定率

企業規模・産業	1人平均賃金の改定額 <sup>1)</sup> (円)		1人平均賃金の改定率 <sup>1)</sup> (%)	
	平成29年	平成28年	平成29年	平成28年
計	5,627	5,176	2.0	1.9
5,000人以上	6,896	5,683	2.1	1.9
1,000～4,999人	5,186	5,434	1.8	1.8
300～999人	5,916	5,319	2.1	2.0
100～299人	4,847	4,482	1.9	1.8
鉱業, 採石業, 砂利採取業	5,421	6,527	1.5	1.7
建設業	8,411	7,986	2.5	2.4
製造業	6,073	5,667	2.1	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	5,216	5,271	1.7	1.6
情報通信業	6,269	5,986	1.9	2.0
運輸業, 郵便業	4,611	4,121	1.9	1.7
卸売業, 小売業	5,321	5,008	1.9	1.9
金融業, 保険業	5,802	2,494	1.2	0.7
不動産業, 物品賃貸業	6,341	6,822	2.1	2.3
学術研究, 専門・技術サービス業	5,845	5,054	1.9	1.7
宿泊業, 飲食サービス業	3,040	3,970	1.4	1.7
生活関連サービス業, 娯楽業	4,929	3,881	2.1	1.7
教育, 学習支援業	5,323	5,372	1.9	2.4
医療, 福祉	4,533	3,966	2.1	1.9
サービス業（他に分類されないもの）	3,923	3,371	1.7	1.5

注：1) 賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

1人平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額及び改定率である。

### 3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況

#### (1) 定期昇給制度の有無及び実施状況

平成29年中に賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について、管理職の定期昇給（以下「定昇」という。）制度の有無をみると、「定昇制度あり」が75.9%（前年73.9%）、「定昇制度なし」が21.9%（同24.1%）となっている。「定昇制度あり」の定昇の実施状況をみると、「行った・行う」が69.0%（同68.1%）、「行わなかった・行わない」が6.3%（同5.0%）となっている。

一方、一般職では、「定昇制度あり」が82.8%（同82.2%）、「定昇制度なし」が14.9%（同16.1%）となっている。「定昇制度あり」の定昇の実施状況をみると、「行った・行う」が77.5%（同78.4%）、「行わなかった・行わない」が5.0%（同3.3%）となっている。

企業規模別にみると、「定昇制度あり」の割合が最も高いのは、管理職は1,000～4,999人規模、一般職は5,000人以上規模で、「行わなかった・行わない」の割合が最も高いのは、管理職、一般職ともに100～299人規模となっている。（第3表、付表5）

第3表 企業規模・産業、管理職—一般職、定期昇給制度の有無、定期昇給の実施状況別企業割合

年、企業規模・産業	賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業 <sup>1)</sup>	管 理 職							一 般 職						
		定昇制度あり	定昇の実施状況			定昇制度なし	不明	定昇制度あり	定昇の実施状況			定昇制度なし	不明		
			行った・行う	行わなかった・行わない	延期した				行った・行う	行わなかった・行わない	延期した				
平成29年															
計	[ 94.3 ]	100.0	75.9	69.0	6.3	0.6	21.9	2.1	82.8	77.5	5.0	0.4	14.9	2.2	
5,000人以上	[ 98.3 ]	100.0	64.7	63.5	1.2	-	33.4	1.9	89.7	89.2	0.5	-	9.9	0.5	
1,000～4,999人	[ 96.1 ]	100.0	77.2	74.7	2.5	-	22.6	0.2	88.0	86.5	1.4	-	12.0	-	
300～999人	[ 98.3 ]	100.0	75.0	68.5	6.1	0.4	23.5	1.5	84.7	80.5	4.1	0.1	14.8	0.5	
100～299人	[ 92.9 ]	100.0	76.3	68.7	6.8	0.7	21.2	2.5	81.7	75.6	5.6	0.5	15.3	3.0	
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	100.0	73.1	73.1	-	-	26.9	-	82.4	82.4	-	-	17.6	-	
建設業	[ 97.1 ]	100.0	70.7	66.2	4.4	-	27.9	1.5	83.1	80.2	3.0	-	15.4	1.5	
製造業	[ 98.2 ]	100.0	81.5	77.9	3.6	-	16.6	1.9	88.2	85.7	2.6	-	8.6	3.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	48.4	46.1	2.4	-	51.6	-	82.6	80.2	2.4	-	17.4	-	
情報通信業	[ 96.1 ]	100.0	80.5	76.7	1.9	1.9	19.5	-	84.7	82.8	1.3	0.6	15.3	-	
運輸業、郵便業	[ 91.3 ]	100.0	70.5	54.6	15.9	-	29.5	0.1	75.1	60.4	14.7	-	24.9	-	
卸売業、小売業	[ 93.0 ]	100.0	84.2	75.5	7.6	1.1	12.5	3.3	89.4	84.3	4.1	1.1	8.4	2.2	
金融業、保険業	[ 98.1 ]	100.0	48.5	48.5	-	-	51.5	-	58.2	58.2	-	-	41.8	-	
不動産業、物品賃貸業	[ 94.8 ]	100.0	80.7	75.0	5.7	-	19.3	-	83.0	80.0	3.0	-	17.0	-	
学术研究、専門・技術サービス業	[ 96.7 ]	100.0	67.2	63.7	3.4	-	32.8	-	82.3	78.9	3.4	-	17.7	-	
宿泊業、飲食サービス業	[ 87.2 ]	100.0	59.7	48.9	8.8	2.0	33.8	6.4	70.0	60.1	9.9	-	23.6	6.4	
生活関連サービス業、娯楽業	[ 95.9 ]	100.0	69.3	60.4	8.9	-	30.2	0.6	77.4	70.2	7.2	-	22.0	0.6	
教育、学習支援業	[ 90.4 ]	100.0	66.7	60.6	6.1	-	31.5	1.8	69.6	65.3	4.3	-	28.6	1.8	
医療、福祉	[ 98.3 ]	100.0	75.0	67.9	3.7	3.4	22.7	2.3	79.4	74.3	1.8	3.4	19.4	1.1	
サービス業（他に分類されないもの）	[ 87.0 ]	100.0	61.4	52.9	7.8	0.7	36.0	2.5	68.6	60.0	8.6	-	28.9	2.5	
平成28年															
計	[ 94.6 ]	100.0	73.9	68.1	5.0	0.8	24.1	2.0	82.2	78.4	3.3	0.5	16.1	1.7	
5,000人以上	[100.0]	100.0	66.6	64.8	1.8	-	31.0	2.4	87.8	87.4	0.4	-	11.6	0.6	
1,000～4,999人	[ 97.7 ]	100.0	75.2	71.9	3.3	-	23.8	1.0	90.0	88.2	1.9	-	8.9	1.1	
300～999人	[ 96.7 ]	100.0	77.3	72.0	4.7	0.6	20.1	2.6	85.9	83.9	2.0	0.1	12.1	2.0	
100～299人	[ 93.6 ]	100.0	72.9	66.6	5.4	1.0	25.2	1.8	80.3	75.7	3.9	0.7	18.0	1.7	

注：1）〔 〕内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。



(2) 定期昇給制度とベースアップ等の区別の有無及び実施状況

賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業のうち、「定期昇給制度がある企業」について、ベースアップ（以下「ベア」という。）等の実施状況をみると、「定昇とベア等の区別あり」は、管理職で61.4%（前年57.8%）、一般職で64.2%（同58.9%）となっている。うち「ベアを行った・行う」は、管理職で22.9%（同17.8%）、一般職で26.8%（同23.3%）となっている。（第4表、付表8）

第4表 企業規模・産業、管理職—一般職、定期昇給制度とベア等の実施状況別企業割合

年、企業規模・産業		管 理 職							
		定期昇給制度がある企業 <sup>1)</sup>	定昇とベア等の区別あり	ベア等の実施状況			定昇とベア等の区別なし	不明	
				ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行う			
平成29年	計	[75.9]	100.0	61.4	22.9	38.4	0.1	38.3	0.3
	5,000人以上	[64.7]	100.0	79.1	24.7	54.4	-	20.9	-
	1,000~4,999人	[77.2]	100.0	75.6	19.3	55.9	0.4	23.9	0.5
	300~999人	[75.0]	100.0	65.6	24.5	41.1	-	34.4	-
	100~299人	[76.3]	100.0	58.6	22.7	35.9	0.1	41.0	0.4
	鉱業、採石業、砂利採取業	[73.1]	100.0	87.4	25.3	62.1	-	12.6	-
	建設業	[70.7]	100.0	68.3	31.3	37.0	-	31.7	-
	製造業	[81.5]	100.0	60.2	27.1	33.1	-	39.7	0.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	[48.4]	100.0	94.4	28.2	66.2	-	5.6	-
	情報通信業	[80.5]	100.0	68.6	16.4	52.2	-	29.8	1.6
	運輸業、郵便業	[70.5]	100.0	83.1	32.9	50.2	-	16.9	-
	卸売業、小売業	[84.2]	100.0	58.4	21.2	37.2	-	41.6	-
	金融業、保険業	[48.5]	100.0	99.0	-	99.0	-	1.0	-
	不動産業、物品賃貸業	[80.7]	100.0	79.6	23.9	55.7	-	20.1	0.3
	学術研究、専門・技術サービス業	[67.2]	100.0	68.5	23.6	44.9	-	31.5	-
	宿泊業、飲食サービス業	[59.7]	100.0	37.8	13.6	24.2	-	62.2	-
	生活関連サービス業、娯楽業	[69.3]	100.0	44.2	12.9	31.3	-	50.5	5.2
	教育、学習支援業	[66.7]	100.0	58.7	13.5	45.2	-	41.3	-
	医療、福祉	[75.0]	100.0	47.1	16.9	28.7	1.5	52.9	-
	サービス業（他に分類されないもの）	[61.4]	100.0	63.3	12.5	50.5	0.3	36.7	-
平成28年		[73.9]	100.0	57.8	17.8	39.9	0.2	40.0	2.2
年、企業規模・産業		一 般 職							
		定期昇給制度がある企業 <sup>1)</sup>	定昇とベア等の区別あり	ベア等の実施状況			定昇とベア等の区別なし	不明	
				ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行う			
平成29年	計	[82.8]	100.0	64.2	26.8	37.4	0.1	35.4	0.4
	5,000人以上	[89.7]	100.0	87.0	49.1	38.0	-	12.5	0.5
	1,000~4,999人	[88.0]	100.0	76.5	26.5	50.0	-	22.7	0.8
	300~999人	[84.7]	100.0	67.6	31.4	36.2	-	32.1	0.3
	100~299人	[81.7]	100.0	61.7	24.9	36.7	0.1	38.0	0.4
	鉱業、採石業、砂利採取業	[82.4]	100.0	88.8	22.4	66.3	-	11.2	-
	建設業	[83.1]	100.0	71.3	30.9	40.4	-	28.7	-
	製造業	[88.2]	100.0	66.0	33.5	32.5	-	33.9	0.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	[82.6]	100.0	98.3	19.4	78.9	-	1.7	-
	情報通信業	[84.7]	100.0	75.1	23.7	51.4	-	23.2	1.7
	運輸業、郵便業	[75.1]	100.0	83.6	36.9	46.8	-	16.4	-
	卸売業、小売業	[89.4]	100.0	59.2	22.9	36.3	-	40.8	-
	金融業、保険業	[58.2]	100.0	89.3	3.4	85.9	-	0.8	9.9
	不動産業、物品賃貸業	[83.0]	100.0	80.2	24.2	55.9	-	19.5	0.3
	学術研究、専門・技術サービス業	[82.3]	100.0	74.1	29.5	44.7	-	25.7	0.2
	宿泊業、飲食サービス業	[70.0]	100.0	39.1	16.7	21.4	1.0	60.9	-
	生活関連サービス業、娯楽業	[77.4]	100.0	44.1	17.2	26.9	-	50.9	5.0
	教育、学習支援業	[69.6]	100.0	61.4	12.0	49.5	-	38.6	-
	医療、福祉	[79.4]	100.0	48.4	19.6	28.8	-	51.6	-
	サービス業（他に分類されないもの）	[68.6]	100.0	63.1	14.4	48.7	-	36.9	-
平成28年		[82.2]	100.0	58.9	23.3	35.4	0.1	37.7	3.4

注：1) [ ] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定期昇給制度がある企業の割合である。

#### 4 賃金カットの実施状況

##### (1) 賃金カットの対象者

賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業のうち、平成29年中に賃金カットを実施し又は予定している企業は6.3%（前年10.7%）となっている。これらについて、その対象者別にみると、「管理職のみ」は26.8%（同40.3%）、「一般職のみ」は24.4%（同17.4%）、「一般職一部」と「管理職一部」は47.9%（同35.8%）となっており、一般職全員は該当がなかった。（第5表、付表9）

第5表 企業規模、賃金カットの対象者別企業割合

年、企業規模	賃金カットを実施し又は予定している企業 <sup>1)</sup>	(単位 %)														不明	
		管理職のみ				一般職のみ				管理職と一般職							
		一部		全員		一部		全員		一般職一部		一般職全員		管理職			
計	基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、諸手当とも減額	不明	基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、諸手当とも減額	不明	管理職一部	管理職全員	管理職一部	管理職全員					
平成29年																	
計	[ 6.3]	100.0	26.8	24.1	2.7	24.4	24.4	-	48.8	48.8	47.9	0.9	-	-	-	-	-
5,000人以上	[ 6.1]	100.0	-	-	-	8.3	8.3	-	91.7	91.7	91.7	-	-	-	-	-	-
1,000～4,999人	[ 6.4]	100.0	22.0	12.5	9.5	12.0	12.0	-	66.0	66.0	64.1	1.9	-	-	-	-	-
300～999人	[ 5.7]	100.0	45.5	35.6	10.0	3.8	3.8	-	50.7	50.7	50.7	-	-	-	-	-	-
100～299人	[ 6.6]	100.0	22.0	22.0	-	31.8	31.8	-	46.2	46.2	45.1	1.1	-	-	-	-	-
平成28年																	
計	[10.7]	100.0	40.3	30.2	10.1	17.4	17.4	-	40.5	38.1	35.8	2.3	2.4	-	2.4	1.9	-
5,000人以上	[ 5.9]	100.0	9.2	-	9.2	7.0	7.0	-	83.8	70.1	70.1	-	13.7	-	13.7	-	-
1,000～4,999人	[ 8.4]	100.0	43.9	36.8	7.1	0.9	0.9	-	53.9	39.1	39.1	-	14.8	-	14.8	1.4	-
300～999人	[10.6]	100.0	15.8	12.2	3.7	19.8	19.8	-	57.6	52.5	42.1	10.3	5.2	-	5.2	6.7	-
100～299人	[11.1]	100.0	47.7	35.4	12.3	17.9	17.9	-	33.9	33.4	33.4	-	0.6	-	0.6	0.5	-

注：1) [ ]内は、賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業に占める賃金カットを実施し又は予定している企業の割合である。  
 なお、賃金カットを実施し又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含む。

##### (2) 賃金カットの内容

賃金カットを実施し又は予定している企業について、対象者別に賃金カットの内容をみると、管理職では、「基本給のみ減額」が、管理職の「一部」で41.9%（前年34.5%）、管理職の「全員」で2.8%（同9.5%）と最も多くなっている。

また、一般職については、「基本給のみ減額」が、一般職の「一部」で36.2%（同37.5%）と最も多くなっている。（第6表）

第6表 企業規模、管理職—一般職、賃金カットの内容別企業割合

年、企業規模	賃金カットを実施し又は予定している企業 <sup>1)</sup>	(単位 %)									
		管理職の賃金カットの内容									
		計	一部				全員				
計	基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、諸手当とも減額	不明	基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、諸手当とも減額	不明			
平成29年											
計	[ 6.3]	100.0	75.6	41.9	13.2	16.8	0.1	2.8	0.8	-	-
5,000人以上	[ 6.1]	100.0	91.7	69.8	8.3	13.6	-	-	-	-	-
1,000～4,999人	[ 6.4]	100.0	88.0	56.6	7.7	10.3	1.9	11.5	-	-	-
300～999人	[ 5.7]	100.0	96.2	54.2	30.2	1.9	-	10.0	-	-	-
100～299人	[ 6.6]	100.0	68.2	36.6	8.8	21.8	-	-	1.1	-	-
平成28年	[ 10.7]	100.0	80.8	34.5	17.7	13.8	-	9.5	1.6	3.6	-
年、企業規模	賃金カットを実施し又は予定している企業 <sup>1)</sup>	一般職の賃金カットの内容									
		計	一部				全員				
		計	基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、諸手当とも減額	不明	基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、諸手当とも減額	不明	
平成29年											
計	[ 6.3]	100.0	73.2	36.2	21.8	15.1	0.1	-	-	-	-
5,000人以上	[ 6.1]	100.0	100.0	69.8	8.3	21.9	-	-	-	-	-
1,000～4,999人	[ 6.4]	100.0	78.0	58.0	7.7	10.3	1.9	-	-	-	-
300～999人	[ 5.7]	100.0	54.5	22.9	31.6	-	-	-	-	-	-
100～299人	[ 6.6]	100.0	78.0	37.7	20.3	19.9	-	-	-	-	-
平成28年	[ 10.7]	100.0	59.5	37.5	7.7	11.8	-	0.4	1.3	0.7	-

注：1) [ ]内は、賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業に占める賃金カットを実施し又は予定している企業の割合である。  
 なお、賃金カットを実施し又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含む。

## 5 賃金の改定事情

平成29年中に賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」が55.0%（前年51.4%）と最も多く、「重視した要素はない」を除くと、「労働力の確保・定着」が8.7%（同11.0%）、次いで「世間相場」が5.1%（同4.2%）となっている。

企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。（第7表、付表11）

第7表 企業規模、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

（単位：%）

年、企業規模	賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業 <sup>1)</sup>	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素											
		企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	前年度の改定実績	その他	重視した要素はない	不明	
平成29年													
計	[85.5]	100.0	55.0	5.1	3.9	8.7	0.1	1.4	4.6	4.0	2.8	13.1	1.3
5,000人以上	[90.9]	100.0	53.2	9.4	1.0	7.7	1.0	3.4	3.9	1.4	3.5	12.9	2.5
1,000～4,999人	[91.4]	100.0	52.1	5.2	3.9	8.0	0.5	1.7	4.8	1.1	5.5	16.0	1.2
300～999人	[91.7]	100.0	53.7	4.0	4.1	10.5	-	1.2	6.6	3.6	2.9	12.9	0.5
100～299人	[83.0]	100.0	55.8	5.5	3.8	8.2	0.1	1.4	3.9	4.5	2.5	12.8	1.5
(参考)複数回答計 <sup>2)</sup>		100.0	65.3	21.1	28.5	34.0	2.2	11.8	12.6	19.2	4.9	13.1	1.3
平成28年													
計	[85.6]	100.0	51.4	4.2	4.6	11.0	0.2	1.6	5.9	2.7	0.9	15.7	1.8
5,000人以上	[95.8]	100.0	54.7	5.6	1.9	5.6	0.8	5.2	4.0	0.8	3.5	14.6	3.3
1,000～4,999人	[90.6]	100.0	52.1	7.3	3.0	6.9	-	3.7	7.2	1.6	2.1	15.1	1.1
300～999人	[91.2]	100.0	51.8	5.8	3.6	9.4	0.5	1.5	5.4	2.4	1.4	16.9	1.1
100～299人	[83.4]	100.0	51.1	3.4	5.2	12.0	0.0	1.4	6.0	2.9	0.5	15.4	2.1
(参考)複数回答計 <sup>2)</sup>		100.0	60.9	20.2	25.1	35.4	1.9	13.4	13.5	18.5	1.6	15.7	1.8

注1) [ ]内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業の割合である。

注2) 「複数回答計」は、その要素を重視した企業(最も重視したものを1つ、そのほかに重視したものを2つまでの最大3つの複数回答による)の割合である。

## 6 労働組合からの賃上げ要求状況

### (1) 賃上げ要求交渉

労働組合のある企業について、平成29年の労働組合からの賃上げ要求交渉の有無をみると、「賃上げ要求交渉があった企業」が80.6%（前年79.8%）、「賃上げ要求交渉がなかった企業」が17.7%（同20.1%）となっている（第8表、付表18）。

第8表 企業規模・産業、労働組合の有無、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無別企業割合

（単位：%）

年、企業規模・産業	労働組合のある企業 <sup>1)</sup>				不明	労働組合のない企業 <sup>1)</sup>
		賃上げ要求交渉があった企業	賃上げ要求交渉がなかった企業			
平成29年						
計	[28.4]	100.0	80.6	17.7	1.7	[71.6]
5,000人以上	[80.6]	100.0	78.4	20.7	0.9	[19.4]
1,000～4,999人	[56.3]	100.0	80.2	19.8	-	[43.7]
300～999人	[39.3]	100.0	81.1	17.7	1.3	[60.7]
100～299人	[22.1]	100.0	80.5	17.2	2.4	[77.9]
鉱業、採石業、砂利採取業	[36.1]	100.0	100.0	-	-	[63.9]
建設業	[23.4]	100.0	77.5	22.5	-	[76.6]
製造業	[41.3]	100.0	85.3	13.5	1.2	[58.7]
電気・ガス・熱供給・水道業	[63.2]	100.0	64.6	35.4	-	[36.8]
情報通信業	[26.2]	100.0	72.7	27.3	-	[73.8]
運輸業、郵便業	[43.8]	100.0	81.0	16.5	2.6	[56.2]
卸売業、小売業	[27.3]	100.0	75.6	20.5	3.8	[72.7]
金融業、保険業	[37.3]	100.0	38.4	61.6	-	[62.7]
不動産業、物品賃貸業	[18.7]	100.0	78.7	21.3	-	[81.3]
学術研究、専門・技術サービス業	[30.4]	100.0	78.9	21.1	-	[69.6]
宿泊業、飲食サービス業	[10.8]	100.0	70.0	30.0	-	[89.2]
生活関連サービス業、娯楽業	[4.0]	100.0	100.0	-	-	[96.0]
教育、学習支援業	[7.4]	100.0	69.4	30.6	-	[92.6]
医療、福祉	[2.0]	100.0	68.8	-	31.2	[98.0]
サービス業（他に分類されないもの）	[9.0]	100.0	87.7	12.3	-	[91.0]
平成28年						
計	[28.2]	100.0	79.8	20.1	0.0	[71.8]
5,000人以上	[80.5]	100.0	81.1	17.9	1.0	[19.5]
1,000～4,999人	[61.7]	100.0	81.9	18.1	-	[38.3]
300～999人	[34.1]	100.0	82.6	17.4	-	[65.9]
100～299人	[22.7]	100.0	78.1	21.9	-	[77.3]

注：1) [ ]内は、全企業に占める労働組合のある企業とない企業の割合である。

(2) 要求及び妥結の内容

労働組合のある企業について、平成29年の労働組合からの賃上げ要求の内容をみると、『要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」であった企業』が65.9%（前年61.9%）、『要求内容が「賃金体系維持」であった企業』が13.0%（同16.1%）となっている。

また、妥結内容では、『要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」であった企業』の「具体的な賃上げ額を回答」は86.2%（同82.1%）、『要求内容が「賃金体系維持」であった企業』の「賃金体系維持」は73.7%（同60.6%）となっている。（第9表）

第9表 企業規模、労働組合からの賃上げ要求内容、妥結内容別企業割合

(単位 %)											
年、企業規模	要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」であった企業 <sup>1)</sup>		妥結した <sup>2)</sup>		妥結の内容 <sup>2)</sup>					妥結していない <sup>3)</sup>	
					具体的な賃上げ額を回答	具体的な賃下げ額を回答	賃金体系維持	賃金の改定を行わない	不明		
平成29年											
計	[ 65.9]	100.0	97.5	(100.0)	( 86.2)	( -)	( 11.0)	( 1.0)	( 1.8)	2.5	
5,000人以上	[ 70.8]	100.0	100.0	(100.0)	( 83.9)	( -)	( 12.1)	( 3.2)	( 0.8)	-	
1,000～4,999人	[ 60.1]	100.0	98.4	(100.0)	( 74.2)	( -)	( 19.9)	( 3.4)	( 2.5)	1.6	
300～999人	[ 67.5]	100.0	95.6	(100.0)	( 87.8)	( -)	( 11.0)	( 0.6)	( 0.6)	4.4	
100～299人	[ 65.9]	100.0	98.2	(100.0)	( 87.8)	( -)	( 9.3)	( 0.6)	( 2.4)	1.8	
平成28年											
計	[ 61.9]	100.0	98.5	(100.0)	( 82.1)	( -)	( 10.2)	( 2.6)	( 5.1)	1.5	
5,000人以上	[ 71.8]	100.0	97.2	(100.0)	( 86.7)	( -)	( 10.5)	( 2.1)	( 0.7)	2.8	
1,000～4,999人	[ 68.9]	100.0	98.4	(100.0)	( 80.3)	( -)	( 16.4)	( 2.4)	( 0.9)	1.6	
300～999人	[ 63.7]	100.0	96.8	(100.0)	( 91.1)	( -)	( 7.8)	( 1.1)	( -)	3.2	
100～299人	[ 58.9]	100.0	99.4	(100.0)	( 78.3)	( -)	( 9.6)	( 3.3)	( 8.9)	0.6	
年、企業規模	要求内容が「賃金体系維持」であった企業 <sup>1)</sup>		妥結した <sup>2)</sup>		妥結の内容 <sup>2)</sup>					妥結していない <sup>3)</sup>	
					具体的な賃上げ額を回答	具体的な賃下げ額を回答	賃金体系維持	賃金の改定を行わない	不明		
平成29年											
計	[ 13.0]	100.0	96.5	(100.0)	( 23.6)	( -)	( 73.7)	( 0.3)	( 2.4)	3.5	
5,000人以上	[ 5.2]	100.0	100.0	(100.0)	( 27.2)	( -)	( 72.8)	( -)	( -)	-	
1,000～4,999人	[ 17.6]	100.0	91.6	(100.0)	( 3.1)	( -)	( 96.1)	( 0.8)	( -)	8.4	
300～999人	[ 11.7]	100.0	92.2	(100.0)	( 11.7)	( -)	( 88.3)	( -)	( -)	7.8	
100～299人	[ 13.0]	100.0	100.0	(100.0)	( 34.3)	( -)	( 61.3)	( 0.2)	( 4.1)	-	
平成28年											
計	[ 16.1]	100.0	99.2	(100.0)	( 36.8)	( -)	( 60.6)	( 1.4)	( 1.1)	0.8	
5,000人以上	[ 7.0]	100.0	89.1	(100.0)	( 12.2)	( -)	( 87.8)	( -)	( -)	10.9	
1,000～4,999人	[ 9.2]	100.0	100.0	(100.0)	( 30.4)	( -)	( 68.5)	( 1.1)	( -)	-	
300～999人	[ 16.6]	100.0	97.6	(100.0)	( 15.0)	( -)	( 85.0)	( -)	( -)	2.4	
100～299人	[ 17.9]	100.0	100.0	(100.0)	( 46.6)	( -)	( 49.6)	( 2.0)	( 1.7)	-	

注:1) [ ]内は、労働組合のある企業に占める要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」又は「賃金体系維持」であった企業の割合である。

2) ( )内は、妥結した企業に占める割合である。

3) 「妥結していない」には、妥結の有無不明を含む。

## 7 労働組合からの賞与の要求状況

### (1) 年間臨給状況

労働組合のある企業のうち、昨年の冬と今年の夏の「賞与の要求交渉を行った企業」は74.5%（前年 80.2%）である。これらの企業について、年間臨給状況をみると、「各期型」が47.2%（同 43.1%）と最も多く、次いで「夏冬型」が42.4%（同 47.3%）となっている。（第10表）

第10表 企業規模、年間臨給状況別企業割合

年、企業規模	賞与の要求交渉を行った企業 <sup>1)</sup>		年間臨給状況					
			各期型	夏冬型	冬夏型	その他	不明	
平成 29 年								
計	[74.5]	100.0	47.2	42.4	4.9	4.9	0.7	
5,000人以上	[76.4]	100.0	27.8	66.3	3.9	2.0	-	
1,000～4,999人	[72.2]	100.0	41.6	45.5	6.7	6.3	-	
300～999人	[66.7]	100.0	39.8	48.0	2.6	9.5	-	
100～299人	[79.2]	100.0	52.4	38.2	5.6	2.6	1.1	
平成 28 年								
計	[80.2]	100.0	43.1	47.3	4.0	5.6	-	
5,000人以上	[70.9]	100.0	27.0	63.5	5.2	4.4	-	
1,000～4,999人	[72.1]	100.0	36.3	53.6	5.9	4.2	-	
300～999人	[82.8]	100.0	42.8	45.5	3.7	8.0	-	
100～299人	[81.4]	100.0	45.4	46.1	3.6	4.9	-	

注：1) [ ] 内は、労働組合のある企業に占める賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

### (2) 年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業における賞与要求交渉の状況

労働組合のある企業で、昨年の冬と今年の夏の「賞与の要求交渉を行った企業」のうち、『年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業』についてみると、「昨年の冬の賞与要求交渉を行った企業」は47.0%（前年 46.1%）、「今年の夏の賞与要求交渉を行った企業」は45.3%（同 41.8%）となっている。また、「1人平均賞与要求額」及び「1人平均賞与要求月数」は、昨年の冬の賞与で、それぞれ624,305円（同 706,723円）、2.38か月（同2.52か月）となっており、今年の夏の賞与では、それぞれ652,268円（同673,650円）、2.40か月（同2.42か月）となっている。（第11表）

第11表 企業規模別昨年の冬・今年の夏の賞与の要求交渉を行った企業割合、1人平均賞与要求額及び1人平均賞与要求月数

年、企業規模	賞与の要求交渉を行った企業 <sup>1)</sup> (%)		年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業 <sup>2)</sup> (%)	昨年の冬の賞与要求交渉を行った企業 <sup>3)</sup> (%)	昨年の冬の賞与要求交渉の状況		今年の夏の賞与要求交渉を行った企業 <sup>4)</sup> (%)	今年の夏の賞与要求交渉の状況	
					1人平均賞与要求額 (円)	1人平均賞与要求月数 (月)		1人平均賞与要求額 (円)	1人平均賞与要求月数 (月)
平成 29 年									
計	[74.5]	100.0	52.1	47.0	624,305	2.38	45.3	652,268	2.40
5,000人以上	[76.4]	100.0	29.8	25.9	706,549	2.73	23.6	722,656	2.69
1,000～4,999人	[72.2]	100.0	47.9	43.2	674,389	2.25	43.3	674,629	2.37
300～999人	[66.7]	100.0	49.4	46.6	595,094	2.37	44.1	668,601	2.35
100～299人	[79.2]	100.0	55.1	48.8	516,027	2.14	47.1	484,027	2.09
平成 28 年									
計	[80.2]	100.0	48.7	46.1	706,723	2.52	41.8	673,650	2.42
5,000人以上	[70.9]	100.0	31.4	24.6	741,066	2.74	24.6	717,136	2.66
1,000～4,999人	[72.1]	100.0	40.5	31.8	748,074	2.53	30.6	713,932	2.53
300～999人	[82.8]	100.0	50.9	48.2	676,354	2.40	47.5	636,092	2.26
100～299人	[81.4]	100.0	50.3	49.2	604,863	2.41	42.5	545,177	2.18

注：1) [ ] 内は、労働組合のある企業に占める賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

2) 『年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業』とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業の割合である。

3) 「昨年の冬の賞与要求交渉を行った企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める昨年の冬の賞与要求額又は要求月数の要求があった企業の割合である。

4) 「今年の夏の賞与要求交渉を行った企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める今年の夏の賞与要求額又は要求月数の要求があった企業の割合である。

(3) 年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業における賞与要求交渉及び妥結状況

労働組合のある企業で、昨年の冬と今年の夏の「賞与の要求交渉を行った企業」のうち、『年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業』についてみると、「年間要求交渉を行った企業」は46.6%（前年49.9%）で、「1人平均年間賞与要求額」及び「1人平均年間賞与要求月数」は、それぞれ1,455,254円（同1,516,084円）、4.95か月（同5.24か月）となっている。

また、「妥結した企業」は42.5%（同42.6%）、「1人平均年間賞与妥結額」及び「1人平均年間賞与妥結月数」は、それぞれ1,574,178円（同1,616,270円）、4.58か月（同4.89か月）となっている。（第12表）

第12表 企業規模別年間賞与要求交渉を行った企業、妥結した企業割合、  
1人平均年間賞与要求額・要求月数及び1人平均年間賞与妥結額・妥結月数

年、企業規模	賞与の要求交渉を行った企業 <sup>1)</sup> (%)		年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業 <sup>2)</sup> (%)	年間要求交渉を行った企業 <sup>3)</sup> (%)	要求状況		妥結した企業 <sup>4)</sup> (%)	妥結状況	
					1人平均年間賞与要求額 (円)	1人平均年間賞与要求月数 (月)		1人平均年間賞与妥結額 (円)	1人平均年間賞与妥結月数 (月)
					平成29年				
計	[74.5]	100.0	47.3	46.6	1,455,254	4.95	42.5	1,574,178	4.58
5,000人以上	[76.4]	100.0	70.2	64.6	1,625,402	5.45	62.2	1,799,267	5.05
1,000～4,999人	[72.2]	100.0	52.1	47.7	1,520,741	4.69	46.7	1,467,507	4.40
300～999人	[66.7]	100.0	50.6	50.5	1,279,420	4.46	48.0	1,191,749	4.21
100～299人	[79.2]	100.0	43.8	43.8	1,128,710	4.21	38.3	1,135,419	4.02
平成28年									
計	[80.2]	100.0	51.3	49.9	1,516,084	5.24	42.6	1,616,270	4.89
5,000人以上	[70.9]	100.0	68.6	56.7	1,754,725	5.78	54.6	1,916,301	5.21
1,000～4,999人	[72.1]	100.0	59.5	55.0	1,518,042	5.10	50.9	1,537,551	4.96
300～999人	[82.8]	100.0	49.1	47.2	1,430,123	4.92	45.7	1,335,283	4.58
100～299人	[81.4]	100.0	49.7	49.7	1,031,180	4.68	38.9	1,088,908	4.38

注：1) [ ]内は、労働組合のある企業に占める賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

2) 『年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業』とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業の割合である。

3) 「年間要求交渉を行った企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間賞与要求額又は要求月数の要求があった企業の割合である。

4) 「妥結した企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間要求交渉を行い、年間賞与妥結額又は妥結月数の妥結があった企業の割合である。

統計表

付表1 賃金の改定の実施状況別企業割合の推移

(単位 %)

年	全企業	賃金の改定を実施し又は予定している							賃金の改定を実施しない <sup>5)</sup>	未定 <sup>6)</sup>
		小計 <sup>1)7)</sup>	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる		改定の実施時期 <sup>2)</sup>					
			1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	1～8月のみ <sup>3)8)</sup>	9～12月のみ <sup>3)8)</sup>	1～8月及び9～12月 <sup>3)8)</sup>	改定時期不明 <sup>4)</sup>		
昭和 57 年	100.0	97.6 ( ... )	...	...	92.1	1.1	4.3	...	1.0	1.4
58	100.0	95.7 ( ... )	...	...	90.8	1.9	3.0	...	2.5	1.8
59	100.0	97.5 ( ... )	...	...	92.3	2.0	3.2	...	1.4	1.1
60	100.0	97.0 ( ... )	...	...	91.8	2.0	3.1	...	1.9	1.1
61	100.0	97.5 ( ... )	...	...	93.7	1.7	2.1	...	2.0	0.5
62	100.0	96.9 ( ... )	...	...	92.8	1.7	2.4	...	2.2	0.9
63	100.0	97.1 ( ... )	...	...	93.9	0.8	2.4	...	2.2	0.7
平成 元年	100.0	98.6 ( ... )	...	...	94.8	1.0	2.9	...	0.8	0.6
2	100.0	98.2 ( ... )	...	...	94.2	1.3	2.7	...	1.4	0.4
3	100.0	99.0 ( ... )	...	...	95.3	1.5	2.2	...	0.5	0.5
4	100.0	98.2 ( ... )	...	...	94.9	0.7	2.6	...	1.1	0.8
5	100.0	94.5 ( ... )	...	...	90.3	2.0	2.2	...	3.9	1.6
6	100.0	94.0 ( ... )	...	...	90.9	1.9	1.2	...	3.8	2.2
7	100.0	94.3 ( ... )	...	...	90.6	2.6	1.1	...	4.4	1.3
8	100.0	94.1 ( ... )	...	...	91.4	1.8	0.9	...	4.5	1.4
9	100.0	93.2 ( ... )	...	...	90.8	1.8	0.6	...	5.3	1.5
10 <sup>7)</sup>	100.0	85.6 ( 84.4 )	...	...	83.7	0.5	1.4	...	11.1	3.3
11	100.0	80.6 ( 78.3 )	76.8	3.8	76.8	1.5	2.2	...	14.3	5.1
12	100.0	78.8 ( 76.7 )	75.8	2.9	76.0	1.5	1.2	...	19.1	2.2
13	100.0	76.0 ( 75.0 )	73.8	2.2	73.8	1.0	1.3	...	21.3	2.7
14	100.0	68.6 ( 67.4 )	61.5	7.0	65.5	1.8	1.3	...	27.1	4.3
15	100.0	69.9 ( 68.7 )	62.7	7.2	67.4	1.3	1.2	...	24.1	6.0
16	100.0	73.3 ( 71.6 )	69.8	3.4	70.9	1.7	0.7	...	21.4	5.3
17	100.0	76.3 ( 75.8 )	73.5	2.8	75.0	0.6	0.7	...	20.3	3.4
18	100.0	78.8 ( 78.3 )	77.5	1.3	76.8	1.0	1.0	...	16.6	4.6
19	100.0	84.4 ( 83.4 )	82.8	1.6	80.6	1.7	2.1	...	13.3	2.2
20 <sup>8)</sup>	100.0	77.1 ( 76.3 )	74.0	3.1	73.2	2.0	1.9	...	17.6	5.3
21	100.0	74.6 ( 71.4 )	61.7	12.9	68.7	3.4	1.3	...	21.6	3.8
22	100.0	78.6 ( 77.0 )	74.1	4.5	74.5	2.0	2.1	-	17.2	4.3
23	100.0	78.2 ( 75.6 )	73.8	4.4	72.0	3.9	2.2	0.0	18.4	3.4
24	100.0	79.2 ( 77.9 )	75.3	3.9	74.4	2.5	2.3	-	15.2	5.6
25	100.0	82.4 ( 80.4 )	79.8	2.5	76.9	2.4	3.0	-	12.9	4.7
26	100.0	85.7 ( 82.9 )	83.6	2.1	80.0	3.0	2.7	0.0	9.7	4.6
27	100.0	86.6 ( 85.3 )	85.4	1.2	81.8	1.6	3.2	0.0	8.4	5.0
28	100.0	87.5 ( 85.6 )	86.7	0.8	81.9	2.5	3.0	0.0	7.1	5.4
29	100.0	88.0 ( 85.5 )	87.8	0.2	82.6	3.5	2.0	-	6.3	5.7

- 注: 1) 「小計」の( )内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定していても額も決定している企業の割合である。  
 2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。  
 3) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。  
 4) 「改定時期不明」とは、賃金の改定を実施し又は予定していても、実施時期が示されていない企業をいう。  
 5) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。  
 6) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。  
 7) 平成10年調査以前は、「賃金の改定を実施し又は予定」の有無のみを調査しており、賃金の改定の内訳については調査していない。また、「賃金の改定を実施し又は予定している(小計)」に賃金カットによる賃金の低下を含んでおり、平成11年調査以降とは接続しない。  
 8) 平成20年調査以前は、調査実施時期が9月であり、改定実施時期を「1～9月」、「10～12月」として調査している。



付表2 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	1人平均賃金の改定額 <sup>1)</sup> (円)	1人平均賃金の改定率 <sup>1)</sup> (%)
昭和 55年	11,487	7.2
56	13,159	7.8
57	12,802	7.0
58	8,787	4.6
59	9,130	4.7
60	10,218	5.0
61	9,506	4.5
62	7,988	3.6
63	9,731	4.4
平成 元年	12,085	5.3
2	14,199	6.0
3	14,394	5.9
4	12,939	5.1
5	9,711	3.7
6	7,948	3.0
7	7,206	2.7
8	7,245	2.7
9	7,224	2.6
10 <sup>2)</sup>	6,079	2.3
11	4,591	1.7
12	4,177	1.5
13	4,163	1.5
14	3,167	1.1
15	3,064	1.0
16	3,751	1.3
17	3,904	1.4
18	4,341	1.6
19	4,367	1.7
20	4,417	1.7
21	3,083	1.1
22	3,672	1.3
23	3,513	1.2
24	4,036	1.4
25	4,375	1.5
26	5,254	1.8
27	5,282	1.9
28	5,176	1.9
29	5,627	2.0
<うち引上げ <sup>3)</sup> >		
平成 28年	5,494	2.0
29	5,938	2.1
<うち引下げ <sup>3)</sup> >		
平成 28年	-10,319	-2.5
29	-1,110	-0.5

注： 賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

- 1) 1人平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額及び改定率である。
- 2) 平成10年調査以前は、1人平均賃金が増額した企業についてのみ調査している。
- 3) 「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金が増額した企業についてのみ、「うち引下げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金が減額した企業についての数値である。

付表3 1人平均賃金の改定額階級別企業分布

(単位 %)

年	賃金の改定を実施し 又は予定している額 も決定している企業 及び賃金の改定を実 施しない企業	1 人 平 均 賃 金 の 改 定 額 階 級															
		-10,000円 以下	-9,999円 ～ -5,000円	-4,999円 ～ -1円	0円	1円 ～ 999円	1,000円 ～ 1,999円	2,000円 ～ 2,999円	3,000円 ～ 3,999円	4,000円 ～ 4,999円	5,000円 ～ 5,999円	6,000円 ～ 6,999円	7,000円 ～ 7,999円	8,000円 ～ 8,999円	9,000円 ～ 9,999円	10,000円 以上	
平成29年	100.0	-	-	0.2	7.1	4.1	8.2	11.3	16.6	12.4	12.1	8.4	5.5	3.0	2.5	8.6	
28	100.0	0.1	0.0	0.8	8.1	4.7	10.0	11.9	12.1	15.6	11.5	7.9	6.2	2.9	2.3	5.9	

付表4 企業規模、1人平均賃金の改定率階級別労働者分布

(単位 %)

年、企業規模	賃金の改定を実施し 又は予定している額 も決定している企業 及び賃金の改定を実 施しない企業の常用 労働者	1 人 平 均 賃 金 の 改 定 率 階 級																		
		-5.0% 以下	-4.9% ～ -2.5%	-2.4% ～ -0.1%	0.0%	0.1% ～ 0.4%	0.5% ～ 0.9%	1.0% ～ 1.4%	1.5% ～ 1.9%	2.0% ～ 2.4%	2.5% ～ 2.9%	3.0% ～ 3.4%	3.5% ～ 3.9%	4.0% ～ 4.4%	4.5% ～ 4.9%	5.0% ～ 5.4%	5.5% ～ 5.9%	6.0% ～ 6.9%	7.0% ～ 7.9%	8.0% 以上
平成29年																				
計	100.0	-	-	0.4	5.0	2.6	7.5	16.7	22.6	21.1	11.1	4.5	3.1	1.2	1.0	0.8	0.6	0.5	0.7	0.6
5,000人以上	100.0	-	-	0.4	2.7	2.8	1.8	13.0	20.5	28.9	23.4	1.5	1.5	1.7	-	-	-	0.6	-	1.1
1,000～4,999人	100.0	-	-	0.6	4.0	2.5	11.2	17.5	27.2	19.6	6.1	6.6	1.4	1.1	-	-	0.3	1.3	0.4	0.2
300～999人	100.0	-	-	0.5	2.5	2.2	6.8	16.1	22.1	24.4	8.8	4.5	7.3	0.7	0.5	1.0	1.6	0.3	0.5	0.4
100～299人	100.0	-	-	0.0	9.7	3.0	9.1	19.3	20.8	13.9	8.7	4.7	1.7	1.4	3.0	1.8	0.2	0.1	1.7	0.8
平成28年																				
計	100.0	0.2	0.1	0.4	4.3	2.7	9.2	15.1	24.7	23.4	10.6	3.9	1.4	0.8	0.8	0.7	0.2	0.9	0.2	0.5
5,000人以上	100.0	0.7	-	0.3	3.9	2.4	5.2	9.5	26.1	34.5	11.1	2.9	0.6	1.1	1.1	0.6	0.1	-	-	-
1,000～4,999人	100.0	-	0.4	0.6	1.7	1.4	11.4	18.4	29.0	17.4	10.8	4.5	0.3	0.3	1.6	0.1	0.6	1.1	-	0.5
300～999人	100.0	0.1	-	0.2	3.5	3.5	7.0	12.5	24.2	25.4	13.8	4.1	1.9	0.4	0.2	0.6	0.1	2.3	0.2	0.1
100～299人	100.0	0.2	-	0.5	7.7	3.3	11.4	17.8	20.2	20.2	7.4	3.7	2.4	1.3	0.3	1.4	0.1	0.2	0.6	1.0

注： 1人平均賃金の改定率階級別労働者分布は、1人平均賃金の改定率階級別企業分布を企業の常用労働者数で重みづけした分布である。

付表5 定期昇給の実施状況別企業の推移

(単位 %)

年	賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業 <sup>1)</sup>		管理職の定期昇給			一般職の定期昇給		
			行った・行う	行わなかった・行わない	延期した	行った・行う	行わなかった・行わない	延期した
平成 15 年	[94.0]	100.0	42.0	16.6	0.6	52.9	14.3	0.3
16	[94.7]	100.0	43.4	9.4	0.6	57.5	8.7	0.4
17	[96.6]	100.0	45.6	9.2	0.8	58.6	8.9	0.7
18	[95.4]	100.0	52.0	7.4	0.2	64.6	7.8	0.3
19	[97.8]	100.0	54.4	6.9	0.1	65.3	6.8	0.1
20	[94.7]	100.0	55.7	10.6	1.0	65.8	9.1	0.8
21	[96.2]	100.0	47.3	18.2	1.9	56.7	17.0	3.6
22	[95.7]	100.0	51.6	13.7	0.9	63.1	11.1	1.5
23	[96.6]	100.0	52.4	15.0	1.2	62.9	13.5	0.9
24	[94.4]	100.0	56.7	11.2	0.7	64.7	9.7	0.8
25	[95.3]	100.0	59.4	8.8	0.6	70.3	6.9	0.7
26	[95.4]	100.0	66.1	6.7	0.2	74.3	5.4	0.4
27	[95.0]	100.0	69.9	6.1	0.4	77.6	5.5	0.1
28	[94.6]	100.0	68.1	5.0	0.8	78.4	3.3	0.5
29	[94.3]	100.0	69.0	6.3	0.6	77.5	5.0	0.4

注：1) [ ]内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

付表6 企業規模・産業、定期昇給の実施状況別企業割合  
(管理職・一般職ともに定期昇給制度がある企業)

(単位 %)

年、企業規模・産業	管理職・一般職ともに定期昇給制度がある企業 <sup>1)</sup>		管理職の定昇			一般職の定昇			管理職の定昇を延期した		一般職の定昇			
			一般職の定昇			一般職の定昇					一般職の定昇			
			行った・行う	行わなかった・行わない	延期した	行った・行う	行わなかった・行わない	延期した			行った・行う	行わなかった・行わない	延期した	
平成 29 年														
計	[75.5]	100.0	90.9	90.7	0.2	-	8.4	2.4	6.0	-	0.7	0.2	0.1	0.5
5,000人以上	[64.7]	100.0	98.1	98.1	-	-	1.9	1.2	0.7	-	-	-	-	-
1,000～4,999人	[76.7]	100.0	96.8	96.8	-	-	3.2	1.4	1.9	-	-	-	-	-
300～999人	[74.9]	100.0	91.3	91.3	-	-	8.1	3.0	5.2	-	0.5	-	0.4	0.2
100～299人	[75.7]	100.0	90.1	89.9	0.3	-	9.0	2.3	6.7	-	0.9	0.2	-	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	[73.1]	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	[70.7]	100.0	93.7	93.7	-	-	6.3	2.1	4.2	-	-	-	-	-
製造業	[80.2]	100.0	95.5	95.5	-	-	4.5	1.3	3.2	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	[48.4]	100.0	95.1	95.1	-	-	4.9	-	4.9	-	-	-	-	-
情報通信業	[79.2]	100.0	96.9	96.9	-	-	2.4	0.7	1.7	-	0.7	-	-	0.7
運輸業、郵便業	[70.5]	100.0	77.5	77.5	-	-	22.5	1.7	20.8	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	[84.2]	100.0	89.6	89.6	-	-	9.1	4.2	4.9	-	1.3	-	-	1.3
金融業、保険業	[48.5]	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	[80.7]	100.0	92.9	92.9	-	-	7.1	3.4	3.7	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	[67.2]	100.0	94.9	94.9	-	-	5.1	-	5.1	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	[59.7]	100.0	81.8	78.5	3.4	-	14.8	1.7	13.1	-	3.4	3.4	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	[69.3]	100.0	87.1	87.1	-	-	12.9	2.4	10.4	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	[66.0]	100.0	90.8	88.1	2.7	-	9.2	5.5	3.8	-	-	-	-	-
医療、福祉	[75.0]	100.0	90.5	90.5	-	-	4.9	2.6	2.3	-	4.5	-	-	4.5
サービス業（他に分類されないもの）	[61.4]	100.0	86.1	86.1	-	-	12.7	4.1	8.6	-	1.2	-	1.2	-
平成 28 年														
計	[73.4]	100.0	92.2	92.1	0.1	-	6.7	2.7	3.9	-	1.1	0.4	-	0.7
5,000人以上	[66.2]	100.0	97.3	97.3	-	-	2.7	2.1	0.6	-	-	-	-	-
1,000～4,999人	[75.1]	100.0	95.6	95.5	0.1	-	4.4	2.0	2.4	-	-	-	-	-
300～999人	[77.3]	100.0	93.2	92.8	0.3	-	6.1	4.4	1.7	-	0.8	0.7	-	0.1
100～299人	[72.2]	100.0	91.5	91.5	-	-	7.2	2.3	4.9	-	1.3	0.3	-	1.0

注：1) [ ]内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める管理職・一般職ともに定期昇給制度がある企業の割合である。

付表7 企業規模別1人平均定昇率

企業規模	(単位 %)	
	平成29年	平成28年
計	1.7	1.8
5,000人以上	1.6	1.7
1,000～4,999人	1.6	1.6
300～999人	1.7	1.9
100～299人	1.8	1.9

注：賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業のうち、定期昇給を実施した企業についての数値である。  
なお、賃金カット分は、含まれていない。

付表8 ベア等の実施状況別企業割合の推移

年	管理職						一般職					
	定期昇給制度 がある企業 <sup>1)</sup>	定昇とベ ア等の区 別あり	ベア等の実施状況			定期昇給制度 がある企業 <sup>1)</sup>	定昇とベ ア等の区 別あり	ベア等の実施状況				
			ベアを 行った ・行う	ベアを 行わな かった・ 行わない	ベース ダウンを 行った・ 行う			ベアを 行った ・行う	ベアを 行わな かった・ 行わない	ベース ダウンを 行った・ 行う		
平成16年	[53.4]	100.0	51.0	10.1	40.6	0.4	[66.6]	100.0	56.1	10.3	45.2	0.5
17	[55.6]	100.0	48.2	12.5	35.6	0.1	[68.2]	100.0	53.6	14.3	39.1	0.1
18	[59.6]	100.0	50.5	11.8	38.7	0.1	[72.7]	100.0	53.7	15.8	37.7	0.2
19	[62.5]	100.0	50.3	18.6	31.3	0.5	[73.6]	100.0	55.6	23.5	31.6	0.5
20	[67.4]	100.0	52.4	19.8	32.4	0.2	[75.6]	100.0	56.7	21.4	35.3	0.1
21	[67.5]	100.0	61.7	12.7	46.3	2.7	[77.2]	100.0	63.6	12.6	48.8	2.2
22	[66.3]	100.0	58.7	9.4	48.4	0.8	[75.7]	100.0	59.8	9.6	49.7	0.6
23	[68.6]	100.0	54.6	11.7	41.1	1.9	[77.2]	100.0	57.9	13.4	43.0	1.5
24	[68.6]	100.0	57.0	9.8	47.1	0.2	[75.3]	100.0	60.0	12.1	47.7	0.2
25	[68.9]	100.0	56.6	11.5	45.0	0.2	[77.9]	100.0	60.2	13.9	45.6	0.8
26	[73.0]	100.0	62.1	18.6	43.3	0.2	[80.0]	100.0	66.8	24.8	41.2	0.7
27	[76.3]	100.0	58.5	20.5	37.8	0.2	[83.1]	100.0	61.2	25.0	36.2	-
28	[73.9]	100.0	57.8	17.8	39.9	0.2	[82.2]	100.0	58.9	23.3	35.4	0.1
29	[75.9]	100.0	61.4	22.9	38.4	0.1	[82.8]	100.0	64.2	26.8	37.4	0.1

注：1) [ ] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定期昇給制度がある企業の割合である。

付表9 企業規模別賃金カットを実施し又は予定している企業割合の推移

企業規模	(単位 %)												
	平成17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
計	15.3	9.7	10.2	9.3	30.9	23.0	15.2	12.8	14.5	9.0	9.5	10.7	6.3
5,000人以上	5.6	3.6	6.8	2.5	28.6	16.8	5.7	10.2	9.3	10.8	4.5	5.9	6.1
1,000～4,999人	8.3	10.2	2.3	4.8	31.3	24.7	11.5	14.9	11.1	8.7	8.3	8.4	6.4
300～999人	12.2	13.1	9.7	8.9	31.9	20.8	12.0	9.3	16.0	13.3	10.0	10.6	5.7
100～299人	17.3	8.2	11.2	10.0	30.5	23.7	16.7	13.7	14.4	7.6	9.6	11.1	6.6

注：賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業に占める賃金カットを実施し又は予定している企業の割合である。

なお、賃金カットを実施し又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業（予定を含む）と引き下げた企業（予定を含む）を含む。

付表10 賃金の改定方式別企業割合

年	賃金の改定を実施し又は 予定している額も決定 している企業	賃金の改定方式				
		個別賃金方式	個別賃金方式 及び平均賃上 げ方式	平均賃上げ 方式	その他	不明
平成29年	100.0	50.8	11.6	13.4	18.3	5.9
28	100.0	49.0	12.5	15.6	19.8	3.1

付表11 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合の推移

(単位 %)

年	賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素										
		企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	前年度の改定実績	その他	重視した要素はない	不明
昭和 45 年	100.0	41.2	32.5	…	15.6	6.3	3.8	…	…	0.4	…	…
46	100.0	43.0	25.2	…	16.5	10.5	3.7	…	…	0.9	…	…
47	100.0	40.1	29.1	…	11.2	11.0	7.6	…	…	1.0	…	…
48	100.0	30.4	34.8	…	18.2	12.9	3.2	…	…	0.5	…	…
49	100.0	26.6	37.5	…	8.6	24.0	2.7	…	…	0.6	…	…
50	100.0	52.9	23.2	…	4.3	14.6	3.6	…	…	1.4	…	…
51	100.0	54.3	25.8	…	4.3	8.0	5.8	…	…	1.7	…	…
52	100.0	60.2	21.1	…	2.6	10.9	4.9	…	…	0.3	…	…
53	100.0	67.2	18.9	…	2.3	6.5	4.8	…	…	0.3	…	…
54	100.0	64.9	18.2	…	4.2	7.1	5.0	…	…	0.6	…	…
55	100.0	57.3	22.2	…	5.2	8.8	4.9	…	…	1.5	…	…
56	100.0	57.0	24.3	…	3.2	9.3	4.8	…	…	1.4	…	…
57	100.0	62.9	23.3	…	1.7	5.8	4.8	…	…	1.4	…	…
58	100.0	61.3	24.7	…	3.6	4.2	5.1	…	…	1.0	…	…
59	100.0	65.8	23.0	…	2.0	2.7	4.5	…	…	2.0	…	…
60	100.0	63.7	25.7	…	3.0	2.1	4.1	…	…	1.3	…	…
61	100.0	69.7	19.6	…	3.4	1.3	5.2	…	…	0.8	…	…
62	100.0	71.6	18.4	…	2.6	1.4	4.8	…	…	1.1	…	…
63	100.0	65.1	26.0	…	4.3	0.8	2.8	…	…	1.0	…	…
平成 元 年	100.0	50.3	33.8	…	11.4	0.7	2.5	…	…	1.2	…	…
2	100.0	44.7	35.3	…	15.3	1.1	2.8	…	…	0.8	…	…
3	100.0	42.9	34.4	…	17.9	1.0	3.0	…	…	0.8	…	…
4	100.0	50.1	34.1	…	10.5	1.1	3.2	…	…	1.0	…	…
5	100.0	62.2	25.9	…	6.9	0.5	4.0	…	…	0.5	…	…
6	100.0	71.8	20.3	…	3.2	0.5	2.9	…	…	1.2	…	…
7	100.0	71.3	18.6	…	4.1	1.3	3.5	…	…	1.2	…	…
8	100.0	75.0	15.9	…	4.4	0.1	3.4	…	…	1.1	…	…
9	100.0	70.3	18.9	…	5.5	0.8	3.8	…	…	0.6	…	…
10	100.0	76.5	14.0	…	2.9	1.2	3.2	…	…	2.2	…	…
11	100.0	81.5	10.6	…	1.4	0.1	1.7	…	…	4.7	…	…
12	100.0	70.6	19.0	…	3.2	0.5	2.2	…	…	4.5	…	…
13	100.0	72.6	17.2	…	3.8	0.3	2.1	…	…	4.0	…	…
14	100.0	81.0	8.5	2.2	2.7	0.1	2.8	…	…	2.7	…	…
15	100.0	77.7	7.1	4.5	3.8	0.6	2.5	…	…	3.8	…	…
16	100.0	78.1	7.3	5.0	2.7	0.0	2.9	…	…	4.0	…	…
17	100.0	75.2	8.4	4.3	4.2	0.3	1.9	…	…	5.6	…	…
18	100.0	63.5	8.6	6.4	7.2	0.6	6.2	…	…	7.5	…	…
19	100.0	70.8	5.4	6.9	9.2	0.1	0.8	…	…	6.9	…	…
20 <sup>1)</sup>	100.0	66.2	5.6	6.6	9.4	0.7	2.9	…	…	8.7	…	…
21	100.0	61.6	3.2	5.2	3.9	0.1	2.4	5.2	1.5	3.2	8.7	5.0
22	100.0	60.4	2.9	2.4	4.3	0.0	2.4	4.0	3.8	4.3	15.4	0.1
23	100.0	58.5	2.3	2.2	3.4	0.2	2.0	6.1	2.6	3.6	18.5	0.6
24	100.0	52.0	3.6	5.8	3.8	0.5	1.5	6.3	4.1	2.5	18.3	1.6
25	100.0	58.6	1.9	2.5	3.9	0.2	2.4	5.0	2.0	3.5	18.9	1.1
26	100.0	50.7	4.7	5.2	5.8	1.2	2.7	4.6	2.6	4.0	17.2	1.3
27	100.0	52.6	3.6	5.0	6.8	0.3	2.6	5.4	4.4	3.0	15.0	1.4
28	100.0	51.4	4.2	4.6	11.0	0.2	1.6	5.9	2.7	0.9	15.7	1.8
29	100.0	55.0	5.1	3.9	8.7	0.1	1.4	4.6	4.0	2.8	13.1	1.3

注：1) 平成20年調査以前は賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業のうち、改定に当たり最も重視した要素に記入のある企業を100.0%とした割合であり、比較の際は注意を要する。

付表12 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

(単位 %)

賃金の改定の状況	賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業 <sup>1)</sup>		賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素										
			企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	前年度の改定実績	その他	重視した要素はない	不明
平成29年 1人平均賃金を 引き上げた・引き上げる企業	[100.0]	100.0	53.7	5.0	3.5	8.6	0.1	1.7	4.6	3.7	2.7	13.8	2.6
1人平均賃金を 引き下げた・引き下げる企業	[ 93.1]	100.0	55.2	5.0	3.8	8.5	0.1	1.6	4.5	3.9	2.7	13.3	1.4
賃金の改定を実施しない企業	[ 0.2]	100.0	87.6	-	-	-	-	3.8	1.9	-	-	6.7	-
賃金の改定を実施しない企業	[ 6.7]	100.0	31.8	5.1	-	10.3	-	3.2	6.3	0.3	2.7	21.1	19.1

注: 1) [ ] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定の状況別企業の割合である。

付表13 賃金の改定状況、企業の業績評価別企業割合(「企業の業績」を重視した企業)

(単位 %)

賃金の改定の状況	賃金の改定の決定に 当たり「企業の業績」を 重視した企業 <sup>1)</sup>		企業の業績評価			
			「良い」と評価	「悪い」と評価	「どちらとも いえない」と評価	不明
平成29年 1人平均賃金を 引き上げた・引き上げる企業	[100.0]	100.0	36.4	22.6	39.9	1.1
1人平均賃金を 引き下げた・引き下げる企業	[ 95.2]	100.0	37.9	21.4	39.9	0.8
賃金の改定を実施しない企業	[ 0.3]	100.0	26.8	73.2	-	-
賃金の改定を実施しない企業	[ 4.5]	100.0	5.4	45.0	42.0	7.6

注: 1) [ ] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業のうち、「企業の業績」を重視した企業に占める賃金の改定の状況別企業の割合である。

付表14 企業規模、賃金の改定に当たり最も参考にした他企業の種類別企業割合

(「世間相場」を重視した企業)

(単位 %)

年、企業規模	賃金の改定の決定に 当たり「世間相場」 を重視した企業 <sup>1)</sup>		賃金の改定の決定に当たり最も参考にした他企業の種類						
			同一産業 上位企業	同一産業 同格企業	他産業の 企業	同一地域 企業	系列企業	その他	不明
平成29年 計	[21.1]	100.0	12.0	48.8	4.7	25.4	5.4	3.6	0.1
5,000人以上	[42.0]	100.0	18.9	66.9	6.1	-	5.6	1.3	1.2
1,000～4,999人	[30.9]	100.0	20.7	56.2	11.5	5.0	2.4	4.1	-
300～999人	[26.0]	100.0	22.0	52.1	6.0	9.2	4.5	5.9	0.4
100～299人	[18.2]	100.0	5.6	45.6	3.0	37.1	6.3	2.5	-
(参考)複数回答計 <sup>2)</sup>		100.0	38.1	65.4	20.2	42.1	10.5	6.0	0.1
平成28年 計	[20.2]	100.0	17.2	57.1	5.2	10.3	3.1	6.8	0.4
5,000人以上	[40.0]	100.0	17.6	63.7	9.6	1.6	5.2	2.2	-
1,000～4,999人	[32.0]	100.0	19.4	72.3	2.7	-	2.8	0.9	2.0
300～999人	[24.1]	100.0	25.1	47.2	8.0	7.1	2.8	9.5	0.4
100～299人	[17.5]	100.0	13.3	58.4	4.2	13.9	3.2	6.8	0.2
(参考)複数回答計 <sup>2)</sup>		100.0	39.4	73.7	26.9	30.5	12.3	10.9	0.4

注: 1) [ ] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業に占める賃金の改定の決定に当たり「世間相場」を重視した企業(複数回答)の割合である。

2) 「複数回答計」は、参考にした他企業の種類(最も参考にしたものを1つ、そのほかに参考にしたものを2つまでの最大3つの複数回答による)を回答した企業の割合である。

付表15 企業規模・労働組合の有無別昨年の冬の賞与支給企業割合、昨年の冬の1人平均賞与支給額及び支給月数

年、企業規模・労働組合の有無	昨年の冬の賞与を支給した企業 (%)	昨年の冬の1人平均賞与支給額 (円)	昨年の冬の1人平均賞与支給月数 (月)
平成29年			
計	91.7	608,304	2.08
5,000人以上	98.3	837,895	2.53
1,000～4,999人	97.0	640,768	2.11
300～999人	92.9	597,461	2.12
100～299人	90.8	443,057	1.74
労働組合あり	98.6	710,532	2.25
労働組合なし	89.0	496,826	1.90
平成28年			
計	91.2	613,558	2.12
5,000人以上	97.6	811,338	2.61
1,000～4,999人	98.2	674,150	2.23
300～999人	94.3	564,461	2.01
100～299人	89.6	465,370	1.80

注：昨年の冬（平成29年は平成28年9月から平成29年2月、平成28年は平成27年9月から平成28年2月）の賞与を支給した企業についての数値であり、割合は全企業に占める割合である。

付表16 企業規模・労働組合の有無別今年の夏の賞与支給企業割合、今年の夏の1人平均賞与支給額及び支給月数

年、企業規模・労働組合の有無	今年の夏の賞与を支給した又は支給する予定で額が決定している企業 (%)	今年の夏の1人平均賞与支給額 (円)	今年の夏の1人平均賞与支給月数 (月)
平成29年			
計	89.0	635,769	2.13
5,000人以上	100.0	871,210	2.66
1,000～4,999人	97.2	678,891	2.20
300～999人	91.4	631,136	2.16
100～299人	87.4	453,095	1.74
労働組合あり	96.4	740,106	2.35
労働組合なし	86.0	520,866	1.90
平成28年			
計	89.5	621,763	2.12
5,000人以上	98.4	847,628	2.67
1,000～4,999人	95.9	720,154	2.33
300～999人	93.3	541,631	1.92
100～299人	87.7	439,387	1.71

注：今年の夏（平成29年は平成29年3月から8月、平成28年は平成28年3月から8月）の賞与を支給した又は支給する予定で額が決定している企業についての数値であり、割合は全企業に占める割合である。

付表17 企業規模・産業、今年の夏の賞与支給額の決定方式別企業割合

(単位 %)

企業規模・産業	今年の夏の賞与を支給した又は支給する予定で額が決定している企業	今年の夏の賞与支給額の決定方式			
		業績連動式で決めた	労使交渉で決めた	その他	不明
平成29年計	100.0	59.9	19.2	15.9	5.0
5,000人以上	100.0	37.8	44.3	10.3	7.6
1,000～4,999人	100.0	53.3	33.3	8.0	5.4
300～999人	100.0	57.9	24.4	12.0	5.6
100～299人	100.0	61.5	15.8	17.9	4.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	50.9	19.4	20.4	9.3
建設業	100.0	65.2	18.7	12.2	3.9
製造業	100.0	51.8	28.5	15.3	4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	42.3	38.7	9.3	9.7
情報通信業	100.0	75.9	12.7	8.8	2.6
運輸業、郵便業	100.0	46.5	23.4	24.7	5.4
卸売業、小売業	100.0	63.5	18.2	12.9	5.3
金融業、保険業	100.0	71.6	25.6	2.3	0.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	73.8	11.8	12.6	1.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	76.2	12.9	8.8	2.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	66.8	11.6	16.9	4.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	78.3	3.4	16.2	2.2
教育、学習支援業	100.0	81.5	7.0	4.5	7.0
医療、福祉	100.0	69.8	1.1	22.1	7.0
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	57.8	6.2	25.6	10.3

注：今年の夏（平成29年3月から8月）の賞与を支給した又は支給する予定で額が決定している企業についての数値である。

付表18 企業規模、労働組合からの要求時期別企業割合

(単位 %)

年、企業規模	賃上げ要求交渉があった企業 <sup>1)</sup>	要 求 時 期														不明
		1月	2月	前半	後半	3月	前半	後半	4月	前半	後半	5月	前半	後半	6月以降	
平成29年計	[80.6] 100.0	0.3	41.9	8.5	33.4	38.9	25.7	13.1	11.5	8.8	2.7	2.9	1.9	1.0	2.0	2.6
5,000人以上	[78.4] 100.0	2.4	70.7	19.0	51.7	18.9	14.7	4.2	2.3	0.8	1.5	2.5	0.7	1.8	1.8	1.5
1,000～4,999人	[80.2] 100.0	1.7	51.1	11.0	40.1	27.4	23.8	3.6	5.3	4.9	0.4	6.0	2.2	3.9	1.8	6.7
300～999人	[81.1] 100.0	-	37.5	8.3	29.1	48.1	32.7	15.4	5.8	5.4	0.4	5.7	4.1	1.6	1.1	1.9
100～299人	[80.5] 100.0	-	41.2	7.5	33.7	37.1	22.8	14.3	16.3	11.8	4.5	0.7	0.7	0.0	2.5	2.3
平成28年計	[79.8] 100.0	0.3	46.5	6.7	39.8	38.0	27.0	11.0	9.1	6.7	2.4	1.4	0.7	0.7	0.9	3.9
5,000人以上	[81.1] 100.0	-	66.1	7.2	58.9	22.1	15.7	6.4	1.9	1.9	-	2.4	1.6	0.8	3.1	4.4
1,000～4,999人	[81.9] 100.0	-	48.5	9.6	38.9	36.6	29.6	7.1	6.1	4.1	2.0	3.6	0.9	2.7	1.0	4.2
300～999人	[82.6] 100.0	-	50.1	4.1	46.1	33.2	25.0	8.2	11.3	9.2	2.1	3.1	1.8	1.3	0.3	2.0
100～299人	[78.1] 100.0	0.5	43.3	7.1	36.2	41.3	27.8	13.5	9.2	6.5	2.7	-	-	-	1.1	4.6

注：1) [ ] 内は、労働組合のある企業に占める賃上げ要求交渉があった企業の割合である。